# 高知県立高知小津高等学校 いじめ防止基本方針

(平成30年3月改定)

高知県立高知小津高等学校

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。

本校の教育重点目標は、「規律ある生活態度の確立と学習意欲の高揚を図る」であり、 その一つに「望ましい生活習慣の確立と豊かな人間性の育成」を掲げている。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持し、豊かな人間性を育成する目的の下、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

#### 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童 等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするた め、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解 を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。(「法」第3条より)

#### 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当 該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与え る行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象 となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合に も、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織(以下「生徒サポート拡大委員会」)で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団

の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### 第4 生徒サポート拡大委員会

学校は、いじめの防止等に関する措置を効果的に行うための組織として、生徒サポート拡大委員会を置く。

生徒サポート拡大委員会は、現在ある生徒サポート委員会を母体とし、いじめに係る 疑いが生じた場合には、生徒サポート拡大委員会として役割を担う。

いじめに係る疑いの有無にかかわらず、生徒サポート拡大委員会は、年に3回の会を もつ。

## 1) 生徒サポート拡大委員会の役割

生徒サポート拡大委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中 核となる役割を担う。具体的には、次のようなものである。

- いじめに関する校内研修の企画・検討など、いじめ防止基本方針に基づく取組の 実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート(教職員用、生徒用、保護者用等)の作成・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有 を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

# 2) 生徒サポート拡大委員会の構成員

構成する教職員は、現在ある生徒サポート委員会を母体に、いじめに係る疑いが生じた場合には、生徒サポート拡大委員会として構成する。

校長、教頭、特別支援教育学校コーディネーター、人権教育部、各学年主任、養護教諭等で構成する生徒サポート委員会に加え、生徒指導主事、スクールカウンセラー (以下、SC)等で構成する。ただし、個々のいじめの事態・状況に応じて、当該事案に関係の深い教職員、専門機関等が加わる。

# 第5 いじめ防止のための取組

学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。 定期的に生徒サポート(拡大)委員会をもち、情報を収集・共有し、共有された情報 を基に、学年会、職員会で定期的に情報の共有を図り、組織的に対応する。

### 第6 いじめの早期発見、早期対応等

1) いじめの早期発見等

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、 いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、個人面談、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制等を構築する。

### 2) いじめの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り 通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮 の下、毅然とした態度で指導する。

# 第7 PTAや地域の関係団体等と連携について

学校は、PTAや地域、開かれた学校づくり推進委員会などの関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する。

#### 第8 重大事態への対処

1) 重大事態の発生と調査

学校は、次に揚げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、 及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員 会(生徒サポート拡大委員会)を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき。
  - 年間30日を目安とする。
  - 一定期間、連続して欠席しているような場合

# 2) 情報提供

学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

# 3)報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の 調査を行う主体の判断を仰ぐ。

平成30年3月29日改定